

[illegible]

ハウ公益社東	ロ	学科試験
スク団法入都	京ハウスクリーニング職	平成
リ全八京	文種に係る技能検定試験二十	
グニウスク後	区のうち、次に掲げるも四年	
ンリーニ二丁一	楽の実施に関する業務四月	
ング協目三二	実技試験	二十
会番十	学科試験	三日

附則
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年六月五日厚生労働省令第一〇二号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十五年四月二十二日から適用する。

附則（平成一五年二月二六日厚生労働省令第一八五号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年二月一六日厚生労働省令第一六八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月二八日厚生労働省令第一二五号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十七年六月六日から適用する。

附則（平成一八年九月二二日厚生労働省令第一五九号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十八年八月八日から適用する。

附則（平成一八年二月二二日厚生労働省令第一九二号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十八年十月三十日から適用する。

附則（平成一九年六月二〇日厚生労働省令第一九〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一〇月二二日厚生労働省令第二二五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月二九日厚生労働省令第一八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年四月二五日厚生労働省令第九九号）

この省令は、平成二十年四月二十六日から施行する。

附則（平成二〇年七月二八日厚生労働省令第二三二号）

この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月一〇日厚生労働省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二十八日厚生労働省令第二十八号）

（施行期日）
勸省令第一六三號
抄

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二

月一日)から施行する。

附則(平成二二年二月一日厚生労働省

（この省令は、公布の日から施行する。）

附則（平成二三年九月一日厚生労働省令第一二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年四月二三日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年八月八日厚生労働省令第九六号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年二月二七日厚生労働省令第二五号）

の省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年二月二十八日厚生労働省令第二十八号）

勸省令第一七五号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二

号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月

日)から施行する。

附則 (平成二八年三月二九日厚生労働

省令第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一二月一二日厚生労働省令第一七三號）

附 則（平成二九年四月七日厚生労働省
令第五七号）抄

¹（施行期日）

この省令は、平成二九年十一月一日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月二四日厚生労働省令第一一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月三二日厚生労働省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二三日厚生労働省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年二月一八日厚生労働省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月一三日厚生労働省令第一三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月一〇日厚生労働省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一月一八日厚生労働省令第一五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年七月二五日厚生労働省令第九七号）

この省令は、公布の日から施行する。